学 生 各 位

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生への授業料免除支援について

本学では、現在「令和2年度前期授業料免除」申請の受付を終えたところですが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、家計が急変した学生に対し、新たに緊急措置として追加募集を行います。

申請を希望する場合は、下記の「追加募集としての免除基準」を満たすかを確認し、「学務情報システム」を利用し申請願います。令和2年度前期授業料免除が申請済みの場合、下記(1)又は(2)の書類を追加で提出願います。

ご不明な点等がございましたら、学生支援課までご連絡ください。

記

・追加募集としての免除基準

次の(1),(2)のどちらかに該当した場合は申請できます。(前期授業料を納付済の学生も申請可)

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援制度を申込み、受給証明書が発行できること(申請中の場合は、それが証明できるもの)
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が昨年度の所得と比較し 1/2 以下となっていること(給与等が減額となった直近 1 ヶ月分を 12 倍したものと比較)

※所得とは父母等の総収入額等です。

また、本学の授業料免除制度における基準を満たしていることが必要です。(手引き参照)

実際には源泉徴収票など各種証明書類を提出いただき審査いたします。

修学支援新制度に申請済の場合は、新制度による支援との差額分が免除対象となります。

申請手続きについて

「手引き」「エクセルシート」「添付資料の詳細」の3つをダウンロード 学務情報システム>HOME>キャビネット一覧>学務部>01入学料・授業料免除関係情報 (手引きの中の、p32~の手続きになります。)

• 対象者

全学生(非正規生を除く)

• 申請期限

令和2年7月1日(水)15:00まで

★後期授業料免除については、メール又は学務情報システムでお知らせいたします。

担当: 学務部学生支援課 058-293-3198, 2149

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

独立行政法人日本学生支援機構

※1 日本学生支援機構では、下表の制度についてお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。

※2 下表の制度の実施機関では、日本学生支援機構の奨学金制度についてお答えできません。 ※3 今後、関係省庁の検討状況等により、下表を更新することがあります。 ※4 以下は例示であり、その他の支援においても該当し得るため、詳細は「新型コロナウイルス感染症による家計急変 『事由発生に関する証明書類』に関するQ&A(令和2年5月1日版)」 を確認してください。

番号	制度名 ※新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、 新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込む必要があります。	主な実施機関	備考
1//	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)	都道府県労働局	
7 ·	緊急小口資金、 総合支援資金(生活費)	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10		国税庁 地方公共団体	